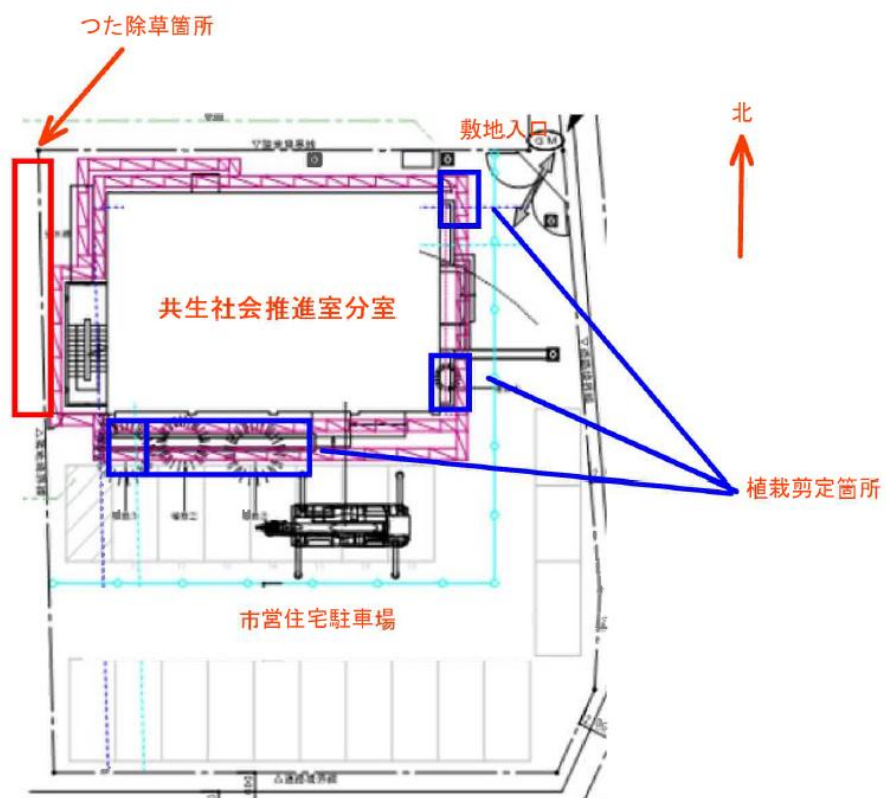


仕様書

件 名	京都市共生社会推進室分室 植栽剪定及びツタの除草について
場 所	京都市右京区西院春栄町 3 - 2
契約期間	契約日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで
内 容	<業務内容> ① 対象敷地内の植栽の剪定 ② 対象敷地と隣家に隣接するブロック塀に自生するツタの除去及び該当地への除草剤の散布 ③ 作業終了後の剪定枝及びツタの処分 <作業箇所> ・現場写真①及び②の  部分が作業箇所。 ただし、画像は 6 月下旬（撮影時点）の状況のため、作業時には植栽、ツタともに画像の状況以上に伸びている可能性がある。 ・作業により発生した廃棄物の処理（剪定枝及び除去後のツタを含む）はすべて受注者の責任において実施すること。 <履行期限> 令和 8 年 8 月 2 6 日（水）※作業日程は相談のうえ、決定する。 <代金の支払い> ・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。 ・京都市は、請求があった日から 3 0 日以内に代金を支払うものとする。 <その他留意事項> ・現地確認を御希望の場合は、必ず事前に共生社会推進室・村尾まで御連絡いただき、予約のうえ現地確認を実施すること（事前連絡及び予約無しに現地確認はできない）。現地確認に係る費用は負担しない。 ・作業に要する労務費、車両運搬費、機械工具類の賃料・損料及び諸経費を含むものとする。 ・作業にあたっては、隣家への安全に十分配慮し適切に作業を実施すること。 ・作業時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。また、土曜日・日曜日・祝日は作業を行わないこと。 ・本業務により発生した損害等は、受注者が保証するものとする。 ・本業務による苦情等は、受注者が対応する。 ・実施する詳細な日程については、共生社会推進室と十分に協議のうえ決定すること。

建物全体図



現場写真
(植栽剪定
箇所①)

建物南側全景



建物東側玄関横 1



建物東側玄関横 2



現場写真②
(ツタ除草
箇所)

共生社会推進室分室西側の壁を超えた部分のツタの除草をお願いします。
(除草範囲長さ約14メートル。壁の高さ約1.5メートル)
なお、壁と隣家には高低差があります。

建物西側

